

# 令和8年度

# 土壌汚染調査技術管理者試験 受験の手引き

この受験の手引きをよくお読みの上、お間違えのないように受験の手続きを行ってください。

## 【在中書類】

1. 受験の手引き（本書）
2. 受験申請書
3. 申請書送付用封筒

- 
- 受験申請方法 : 郵送申請またはWEB申請があります。
  - 受験申請の受付期間 : 令和8年7月1日（水）から8月6日（木）  
※郵送申請の場合、8月6日（木）消印有効
  - 試験日 : 令和8年11月8日（日）
  - 合格発表 : 令和8年12月17日（木）
  - 受験手数料 : 6,400円  
(郵送申請の場合は収入印紙にて。WEB申請の場合は銀行振込にて。)
- 

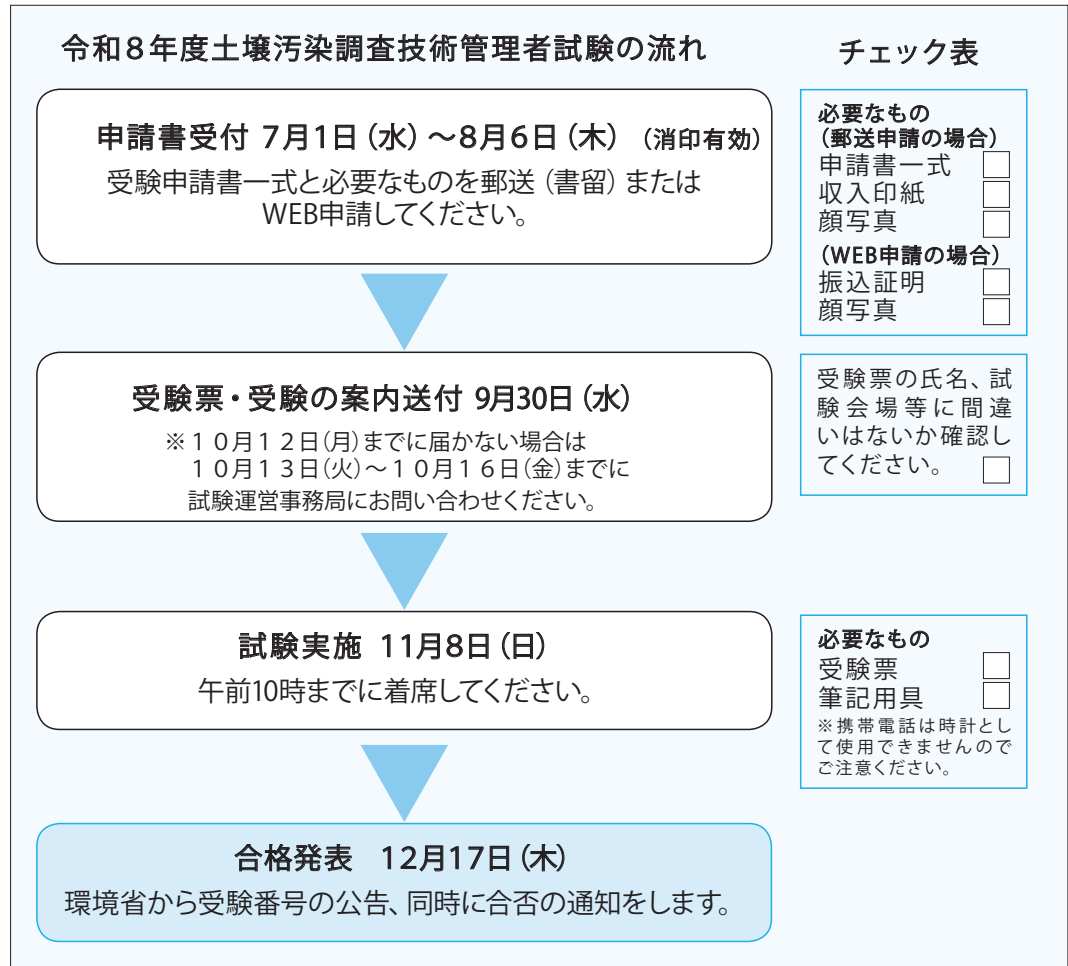
## <要保存>

この手引きは、技術管理者試験合格後の技術管理者証交付の手続きやお問い合わせなど、受験申請書提出後に必要なことが記載してあります。**技術管理者試験後も大切に保存してください。**



# 目次

I. 概要	1
II. 受験の手続き	2
III. 合格発表とその後の手続き	5
IV. 技術管理者証交付のための申請手続き	5
受験申請書の記入例	9
申請者アンケートの回答項目	裏



## 1. 概要

### 1. 令和8年度土壌汚染調査技術管理者試験の実施について

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関は、土壌汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者として技術管理者を選任し、土壌汚染状況調査等に従事する他の者を監督させなければなりません。

技術管理者は環境大臣が実施する試験に合格し、環境大臣が交付する技術管理者証の交付を受けた者である必要があります。

今般実施する試験は、環境大臣が実施する土壌汚染対策法に基づく技術管理者の資格取得のための試験です。

### 2. 受験資格

年齢、学歴、実務経験などに関係なく受験できます。

注 技術管理者証の発行には土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第5条第1項第2号の規定に適合することを証明した書類が必要です。(詳細は5頁の【IV.技術管理者証交付のための申請手続き】をご参照ください。)

### 3. 試験日時

日 時：令和8年11月8日(日)

開 場：午前9時30分

着 席：午前10時00分(※事前に説明等があります。)(予定)

試 験：午前10時30分から午後3時30分まで(予定)

## 4. 試験方法

土壤汚染状況調査等を適確かつ円滑に遂行するために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定します。  
筆記試験（択一式マークシート方式）

## 5. 出題分野

- ① 土壤汚染の調査に関する技術的事項
- ② 土壤汚染の対策並びに汚染土壤の搬出、運搬及び処理に関する技術的事項
- ③ 土壤汚染対策法その他環境関係法令に関する事項

※令和8年9月1日現在施行されている規定等に基づいて出題します。同日までに公布されているものであっても、施行されていないものは対象外となります。

## 6. 試験会場

### <令和8年度土壤汚染調査技術管理者試験 実施会場一覧>

試験地	実施会場名	所在地	交通
仙 台	TKPガーデンシティ PREMIUM仙台西口	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15 ソラプラザ5階	JR東北本線 仙台駅 西口 徒歩3分 仙台市地下鉄南北線 仙台(地下鉄)駅 徒歩3分
東 京	TKP市ヶ谷 カンファレンスセンター	〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル	JR総武線 市ヶ谷駅 徒歩2分 東京メトロ南北線・有楽町線 市ヶ谷駅 7番出口 徒歩1分 都営新宿線 市ヶ谷駅 4番出口 徒歩2分
名古屋	TKP名古屋駅前 カンファレンスセンター	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅2-41-5 CK20名駅前ビル8階	名古屋市宮桜通線・東山線 名古屋駅 1出口 徒歩3分 JR東海道本線・JR関西線・JR東海中央線 名古屋駅 桜通口 徒歩7分
大 阪	TTKP心斎橋駅前 カンファレンスセンター	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場3-11-18 OsakaMetro心斎橋ビル 3階・11階	大阪メトロ御堂筋線 心斎橋駅 1番出口 徒歩1分
福 岡	TKPガーデンシティ 博多	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3-4-8 サットンホテル博多シティ 内 5階	JR鹿児島本線 博多駅 博多口 徒歩5分 福岡市地下鉄空港線 博多駅 西21出口 徒歩5分 西鉄バス 駅前4丁目バス停よりすぐ

※受験票に記載された受験地については変更できませんので、ご注意ください。

※試験会場は変更される場合があります。詳しくは受験票をご確認ください。

## 7. 受験手数料

### 土壤汚染調査技術管理者試験受験手数料 6,400円

※受験手数料は過不足なく納付してください。過剰に納付した場合も差額返還できませんので、ご注意ください。

※一度受理した受験手数料は返還できませんので、ご注意ください。

<郵送申請の場合>

受験手数料分の収入印紙を、受験申請書の所定の位置に貼り付けて提出してください。

※スタンプ式の印紙税納付計器の使用による受験手数料の納付は受付できません。

（理由：印紙税納付計器は印紙税納付のためだけに使用するもので、受験手数料は印紙税ではないため）

<WEB申請の場合>

受験手数料を以下の口座に振り込み、振込証明書を写真撮影した画像をWEB申請時に添付してください。

口座情報：みずほ銀行大手町営業部当座預金口座(0025018) 株式会社博報堂

※振込手数料は申請者負担となります。

※振込人名義は、「携帯電話番号＋受験者個人名義」で指定ください。

例) 08012345678セイメイ

## 8. 合格発表

合格発表日 令和8年12月17日(木)

試験結果(合否)の通知は簡易書留郵便で発送します。同時に、環境省のホームページ上に合格者の受験番号を掲載します。※お手元に届くまで数日かかる場合があります。

# II. 受験の手続き

## 1. 受験申請書等の配布期間

入手方法により、入手できる期間が異なります。

(1) 配布場所で直接受け取る場合 令和8年6月9日(火)から令和8年7月31日(金)まで

※数に限りがある場合があります。

(2) 郵送による請求の場合 令和8年6月9日(火)から令和8年7月21日(火)まで

※7月21日(火)までに到着した請求に限ります。

※WEB申請サイトからは受験要領の郵送請求は受け付けておりません。

## 2. 受験申請書等の入手方法

(1) 配布場所で直接受け取る場合(数に限りがある場合があります。)

下記の環境省地方環境事務所にてお受け取りください。

※ただし、下記の配布場所では郵送による請求は取り扱っていません。

環境省地方環境事務所	住所
北海道地方環境事務所	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階
東北地方環境事務所	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎6階
関東地方環境事務所	〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階
中部地方環境事務所	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
近畿地方環境事務所	〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階
中国四国地方環境事務所	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階
中国四国地方環境事務所 四国事務所	〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階
九州地方環境事務所	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階
九州地方環境事務所 福岡事務所	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階
九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎1階

### (2) 郵送による請求の場合

郵便で試験運営事務局に請求してください。その場合、返信用封筒が必要です。表に「申請書請求〇部」と朱書きし、宛先(郵便番号・住所・氏名)を明記した封筒(角形2号、A4判サイズが入る大きさ)に必ず所要の切手を貼ったものを同封してください。郵送先は以下になります。

〒344-8799 日本郵便株式会社 春日部郵便局 郵便私書箱第5号

令和8年度土壤汚染調査技術管理者試験運営事務局

※7月21日(火)までに到着した請求に限ります。

※14部以上の請求は着払いの宅配便により発送しますので、最終頁のお問い合わせ先までお電話でお申し込みください。

<返信用封筒の切手料金>

部数	切手料金	
	規格内	規格外*
1部	180円	290円
2~3部	320円	450円
4~6部	510円	660円
7~13部	750円	920円
14~26部	—	1350円

返信用封筒の大きさは、長辺34cm以内、短辺25cm以内、厚さ3cm以内及び重量1kg以内は規格内です。規格外の場合は、\*の料金が適用されます。

## 3. 受験申請に必要なもの

受験申請方法として、郵送申請またはWEB申請(\*)があります。

\*下記の土壤汚染調査技術管理者申請サイトから受験申請ができます。

<https://area34.smp.ne.jp/area/p/qbpa0setjm2ljodqd3/i1NUKI/login.html>

\*初めて利用される方はアカウント作成が必要です。

\*当サイトからは、受験要領の郵送請求は受け付けておりません。

### <郵送申請の場合>

#### ①受験申請書：一式

※9、10頁の「受験申請書の記入例」をご参照の上、記入してください。

※黒の鉛筆(HB以上の濃さ)で記入してください。

#### ②収入印紙(受験手数料6,400円分を①受験申請書の所定の欄に貼り付けてください。)

※受験手数料に過不足のある申請は受け付けません。

※一度受理した受験手数料は返還できません。

※収入印紙に消印はしないでください。

※都道府県の収入証紙並びに切手及び小為替等で代替することはできません。

※現金による納付はできません。

※収入印紙は郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入できます。

③顔写真1枚（受験申請書の所定の欄に貼り付けてください。）

※縦6cm 横4cm、申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面、無背景のもの（カラー、白黒写真いずれも可）。

※写真の裏面に、氏名・撮影年月日をボールペンで記入してください。

※コピー、スナップ写真、自宅で印刷した不鮮明な写真は不可となります。

④申請書送付用封筒

※受験希望地、氏名及び住所を所定の欄に、ボールペン又は油性ペンで記入してください。

<WEB申請の場合>

①振込証明

※受験手数料に過不足のある申請は受け付けません。

※一度受理した受験手数料は返還できません。

※振込手数料は申請者負担となります。

②顔写真データ

※申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面、無背景のもの（カラー、白黒写真いずれも可）。

## 4. 郵送申請時の受験申請書の受付先

下記宛先まで書留にて郵送してください。当該郵便局への直接持ち込みは受け付けていませんので、ご注意ください。

〒344-8799 日本郵便株式会社 春日部郵便局 郵便私書箱第5号  
令和8年度 土壤汚染調査技術管理者試験運営事務局

※必ず申請書送付用封筒をご使用ください。

※受験申請書類が届いているかどうかの試験運営事務局への電話確認等はできません。受験申請書類の到着確認は、郵便書留の引受番号により郵便局に確認してください。（引受番号をもとに、郵便局のホームページ又は郵便局で確認できます。）

※上記の受付先以外（環境省、地方環境事務所など）に受験申請書類を提出しても無効となりますので、ご注意ください。

## 5. 受験申請の受付期間

郵送による申請、WEBによる申請ともに、令和8年7月1日（水）から8月6日（木）まで受験申請を受け付けています。

※郵送申請の場合は、8月6日（木）までの消印があるものに限り、期間を超過した場合、受験申請書類一式を返却します。

## 6. 注意事項

### (1) 受験申請に関して

①受験申請の氏名欄は必ず郵便物が届く氏名を記入してください。

②受験申請を受理した後のキャンセルはできません。

③受験申請の受付期間を過ぎた場合や、提出内容に不備がある場合は、受験申請を受け付けませんので、受験申請は早めに行うようにしてください。

④万一、受験手数料、写真等の不備・不足があった場合は、郵送申請については受験申請書類一式を返送、WEB申請については申請の差し戻しをしますので、書類や申請内容をご確認の上、再提出してください。その場合、受付期間中に再提出がなされなければ受験することはできませんので、ご注意ください。（郵送申請の場合は、8月6日（木）までの消印があるものに限り、）

⑤受験を申し込みされた方で、10月12日（月）を過ぎても受験票が届かない場合は、10月13日（火）から10月16日（金）までに試験運営事務局（TEL：048-731-3232）にご連絡ください。

⑥受験の申込み以降、住所変更があった場合は、11月27日（金）までに「住所変更願」を提出してください。また、郵便局で、郵便の転送届出を行ってください。「住所変更願」は、環境省ホームページ（[https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/post\\_24.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/post_24.html)）に掲載していますので、ダウンロードして印刷の上、ご利用ください。  
※住所変更の申請については、郵送による申請のみとなっております（WEBによる申請は受け付けておりません）。

⑦受験票を紛失・汚損した場合は、受験番号等の確認のため試験運営事務局（TEL：048-731-3232）にご連絡ください。また、試験当日は受験票を紛失した旨を試験会場内の受付スタッフにお申し出ください。本人確認のため、身分証明書（写真付）をご提示いただきます。手続きには時間がかかりますので、余裕を持って来場ください。

### (2) 受験時に関して

### ①当日の持参物

- ・受験票・筆記用具（HB以上の濃い鉛筆、消しゴム）・時計。携帯電話は時計として使用できませんので、ご注意ください。
- ・シャープペンシルでマークした場合は解答が読み取れないことがあります。

### ②当日の注意事項

- ・試験会場へは公共交通機関（電車・バス等）をご利用ください。自家用車、バイク等での来場はできません。
- ・試験室へ入室する際は、携帯電話の電源を切ってください。なお、携帯電話の電源を切らずに入室し、試験時間中に着信音やアラームが鳴った場合は不正行為と見なし、それ以降の受験ができなくなる場合があります。
- ・試験を欠席する場合、試験会場への連絡は不要です。なお、どのような理由であっても欠席者向けの措置はありません。
- ・受験票に記載された着席時間に遅れることのないようにしてください。
- ・試験当日、風水害等の自然災害などによる、本人の過失によらない公共交通機関の不通や遅れに遭遇した場合は、状況に応じて試験時間の変更等の措置をとる可能性がありますので、必ず受験票記載の連絡先にご連絡ください。後日の申出は一切受け付けません。なお、道路の交通渋滞による遅れについては、公共交通機関、自家用車、バイク等を問わず受け付けません。
- ・台風等の天災による試験中止・遅延等の情報については、試験当日の朝、受験票記載の連絡先にお問い合わせください。
- ・試験当日の昼食は各自でご用意ください。
- ・試験室内は禁煙、飲食禁止です。各試験会場での喫煙、飲食については係員の指示に従ってください。

### ③試験時間中の注意事項

- ・試験時間中は、監督者の指示が出るまで試験室を退出することはできません。
  - ・試験会場での指示事項及び監督者・係員の指示等は必ず守ってください。指示に従わないときには、受験を停止することとなります。
  - ・試験時間中にカンニング等の不正行為を行った場合や、携帯電話等の操作を行った場合は、直ちに試験を停止し、それ以降の受験はできません。また、既に受験したすべての科目の受験も無効となります。
  - ・上記処分を受けた者に対しては、さらに期間を定めて試験を受けることができないものとする場合があります。
- ※新型コロナウイルスなどの感染症等の影響や災害の発生などにより、この受験の手引きの記載内容に変更が生じる場合は、その情報を環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/water/dojo/kanri.html>) に掲載しますので、必ず最新の情報をご確認ください。

## III. 合格発表とその後の手続き

令和8年12月17日（木）に、環境省において合格者の受験番号をホームページで発表するほか、同日に全受験者宛に試験結果（合否）を通知します。

※お手元に届くまで数日かかる場合がありますので、ご注意ください。

※電話、メール等での合否のお問い合わせには一切お答えできません。

※試験結果は受験申請時に受験申請書に記入された住所宛に、簡易書留郵便で送付します。

※配達時に不在の場合、郵便局に戻され一定期間保管されますので、直接郵便局にお問い合わせください。

※郵便局での保管期間（おおむね1週間）を過ぎると返送されてしまいます。再送付の手続きを含め、お手元に試験結果が届くのが遅れますので、ご注意ください。

※令和9年1月4日（月）までに合格証書が届かない場合は、試験運営事務局（TEL：048-731-3232）にご連絡ください。

## IV. 技術管理者証交付のための申請手続き

技術管理者証の交付を受けるためには、技術管理者試験合格後、別途手続きが必要です。

### 1. 技術管理者証の交付申請方法

技術管理者証は、郵送またはWEBにて申請が可能です。

郵送申請の場合、技術管理者証交付申請書は、合格通知に同封されています。また、郵送による請求及びホームページからダウンロードすることができます。

詳細は、[環境省ホームページ \(https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html\)](https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html) をご覧ください。

WEB申請の場合、下記の土壌汚染調査技術管理者申請サイトから申請ができます。

<https://area34.smp.ne.jp/area/p/qbpa0setjm2ljodqd3/i1NUKI/login.html>

※初めて利用される方はアカウント作成が必要です。

## 2. 交付申請に必要なもの

技術管理者証に旧姓の併記が可能となりました。ただし、旧姓のみでの登録はできません。

※旧姓(=旧氏)とは、「過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又はその記録がされているもの」(住民基本台帳法施行令)をいいます。

### <郵送申請の場合>

- ①技術管理者証交付申請書(合格通知に同封された記入例をご覧ください。)
- ②収入印紙(交付申請手数料3,500円分を①技術管理者証交付申請書の所定の欄に貼り付けてください。)
- ③本籍の記載のある住民票の写し(又は戸籍謄本・抄本、これらに代わる書面。いずれも発行から6ヵ月以内のものに限る。)  
※旧姓の併記を希望する場合は、必ず本籍と旧姓の記載のある住民票の写し(又は氏の変更が確認できる戸籍謄本・抄本、これらに代わる書面)が必要です。
- ④技術管理者試験の合格証書(原本)
- ⑤土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第5条第1項第2号の規定に適合することを説明した書類  
下記のイ～ハのいずれかに該当する者である必要があります。

### <WEB申請の場合>

- ①振込証明  
※交付申請手数料に過不足のある申請は受け付けません。  
※一度受理した交付申請手数料は返還できません。  
※振込手数料は申請者負担となります。
- ②本籍の記載のある住民票の写し(WEB申請においては戸籍謄本・抄本は不可。発行してから6ヵ月以内のものに限る。)  
※旧姓の併記を希望する場合は、必ず本籍と旧姓の記載のある住民票の写しが必要です。
- ③技術管理者試験の合格証書(データ)
- ④土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第5条第1項第2号の規定に適合することを説明した書類(データ)  
下記のイ～ハのいずれかに該当する者である必要があります。

## イ 土壌の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有する者

### ■具体的な要件

「土壌の汚染の状況の調査に関する実務経験」とは、我が国において、法第2条第1項及び法施行令第1条で定める特定有害物質を1物質以上含む土壌汚染の調査について、試料採取地点の選定を含む計画の立案、調査の実施、調査結果の評価・取りまとめを一貫して一定の責任を持って行った経験を指します。土壌等の試料の採取や測定・分析といった、調査の作業の一部の経験では、実務経験を有することにはなりません。

なお、調査の作業の一部を他社へ委託した場合でも、上記のとおり、調査の計画立案、調査実施、調査結果の評価・取りまとめを実施責任者として行ったのであれば、実務経験を有することとなります。

「実務経験」は、地下水調査のみ、地質調査のみなど土壌の汚染の状況の調査に関係のない調査は含みません。

「3年以上」とは、技術管理者証の交付申請時において、年1回以上調査を実施した年が3回以上あり、かつ、最初に調査を行った時期から交付申請日までに3年間以上の期間が経過していることが必要です。

なお、交付申請は試験に合格した日から3年以内に行わなければ合格証書が無効となることから、試験合格日より前から実務経験を積み始めることが必要です。

より詳しい解説は、[環境省ホームページ \(https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/about\\_3years.html\)](https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/about_3years.html) をご覧ください。

### ■具体的な証明書類

実務経験証明書(調査を行った当時に申請者が所属していた団体の現在の代表者が証明するもので

ある必要があります。)が必要です。詳細は、環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html>) をご覧ください。

□ **地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者**

■ **具体的な要件**

「地質調査業の技術上の管理をつかさどる者」とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による地質調査業者の登録を受けている者が置くものとされている、同規程第3条第1号イ～ハのいずれかの要件に該当する者です。

「建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者」とは、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタントの登録を受けている者（登録部門が「地質部門」又は「土質及び基礎部門」であるものに限る。）が置くものとされている、「地質部門」又は「土質及び基礎部門」に係る同規程第3条第1号イ、ロのいずれかの要件に該当する者です。

なお、技術管理者証の交付申請時に、申請者本人が、実際に地質調査業者又は建設コンサルタントの登録を受けている機関に所属しているかどうかについては問われません。

■ **具体的な証明書類**

区分	必要となる証明書類
地質調査業者登録規程第3条第1号イに該当する者	地質調査業者の登録申請書類として国土交通省に提出した技術管理者証明書（地質調査業者登録規程様式第5号）の写し
地質調査業者登録規程第3条第1号ロに該当する者	技術管理者認定通知書（国土交通省通知）の写し
地質調査業者登録規程第3条第1号ハに該当する者	技術士登録等証明書（原本又は写し） （技術部門が、建設部門（選択科目：「土質及び基礎」）、応用理学部門（選択科目：「地質」）又は総合技術監理部門（選択科目：「建設一般並びに土質及び基礎」又は「応用理学一般及び地質」）のいずれかであるもの）
建設コンサルタント登録規程第3条第1号イに該当する者	【建設コンサルタントの登録部門が「地質部門」である場合】 技術士登録等証明書（原本又は写し） （技術部門が、応用理学部門（選択科目：「地質」）又は総合技術監理部門（選択科目：「応用理学一般及び地質」）であるもの）  【建設コンサルタントの登録部門が「土質及び基礎部門」である場合】 技術士登録等証明書（原本又は写し） （技術部門が、建設部門（選択科目：「土質及び基礎」）又は総合技術監理部門（選択科目：「建設一般並びに土質及び基礎」）であるもの）
建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者	技術管理者認定通知書（国土交通省通知）の写し

ハ **土壌の汚染の状況の調査に関し及び口に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者**

■ **具体的な要件**

技術士法による第2次試験のうち技術部門を環境部門（選択科目「環境保全計画」又は「環境測定」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている技術士は、本要件に該当する者であると判断することとしています。

これ以外の者としては、例えば、大学の研究機関等で長年にわたり土壌の汚染の状況の調査等について研究した研究者などで、個別の審査により十分な知識及び技術を有すると認められた者については、本要件に該当することとなりますが、申請前に該当の可否を試験運営事務局までお問い合わせください。

■ **具体的な証明書類例**

技術士登録等証明書（原本又は写し）  
（技術部門が、環境部門（選択科目：「環境保全計画」又は「環境測定」）であるもの）

3. **交付申請手数料**

交付申請手数料 3,500円

<郵送申請の場合>

交付申請手数料分の収入印紙を、技術管理者証交付申請書の所定の位置に貼り付けて提出してください。

<WEB申請の場合>

交付申請手数料を以下の口座に振り込み、振込証明書を写真撮影した画像をWEB申請時に添付してください。

口座情報：みずほ銀行大手町営業部当座預金口座(0025018)

株式会社博報堂

※振込手数料は申請者負担となります。

※振込人名義は、「携帯電話番号＋受験者個人名義」で指定ください。

例) 08012345678セイメイ

#### 4. 郵送申請時の交付申請書の受付先

下記宛先まで書留にて郵送してください。当該郵便局への直接持ち込みは受け付けていませんので、ご注意ください。

〒344-8799 日本郵便株式会社 春日部郵便局 郵便私書箱第5号

令和8年度 土壤汚染調査技術管理者試験運営事務局

#### 5. 交付申請の受付期間

令和9年1月4日(月)から交付申請を受け付けます。

※技術管理者証の交付申請は、試験に合格した日から3年以内に行わなければ合格証書が無効となりますので、ご注意ください。

#### 6. 合格証書の再交付

土壤汚染調査技術管理者試験の合格証書の交付を受けた者が合格証書を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請が郵送またはWEBにて可能です。

郵送申請の場合は、指定の申請書に再交付申請手数料(1,250円)分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。WEB申請の場合は、所定の口座に振り込み、土壤汚染調査技術管理者申請サイトからの申請時に振込証明書を写真撮影した画像を添付して申請してください。

申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページ([https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/cert\\_regrant.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/cert_regrant.html))に掲載しています。

### 【参考】

#### ①技術管理者証の更新

技術管理者証の有効期間は5年です。有効期間の更新を受けたい場合は、有効期間が満了する日の1年前から満了する日までの間に、環境大臣が行う講習を受講し、所定の更新手続きを行う必要があります。

講習や手続きに関する詳細は環境省ホームページ([https://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam/post\\_25.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam/post_25.html))に掲載しています。

#### ②技術管理者証の再交付

技術管理者証の交付を受けている者が技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請が郵送またはWEBにて可能です。郵送申請の場合は、指定の申請書に再交付申請手数料(1,250円)分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。WEB申請の場合は、所定の口座に振り込み、土壤汚染調査技術管理者申請サイトからの申請時に振込証明書を写真撮影した画像を添付して申請してください。申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html>)に掲載しています。

#### ③技術管理者証の記載事項の変更

技術管理者証の記載事項(本籍地、氏名)に変更が生じた場合は、技術管理者証の書き換え申請が郵送またはWEBにて可能です。郵送申請の場合は、指定の申請書に再交付申請手数料(1,250円)分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。WEB申請の場合は、所定の口座に振り込み、土壤汚染調査技術管理者申請サイトからの申請時に振込証明書を写真撮影した画像を添付して申請してください。申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html>)に掲載しています。

#### ④技術管理者証の記載事項以外の変更

技術管理者証の記載事項以外で連絡先情報(現住所、電話番号等)に変更が生じた場合は、連絡先情報更新届出に必要な事項をご記入の上、試験運営事務局まで郵送してください。または、土壤汚染調査技術管理者申請サイトに届け出てください。届出の様式や届出に関する詳細は環境省ホームページ([https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/post\\_24.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/post_24.html))に掲載しています。





# 申請者アンケートの回答項目

以下の設問を読み、回答項目から当てはまる番号を選んで、申請書アンケートの回答欄に記入してください。

アンケート設問	回答項目																														
Q1 あなたは指定調査機関に在籍していますか。	① はい ② いいえ																														
Q2 あなたの土壌汚染調査・対策に関する実務経験を選択してください。 <small>※実務経験とは、教育機関や研究機関における経験ではなく、実サイトでの調査に従事した年数を指します。</small>	① 1年未満 ② 1年以上3年未満 ③ 3年以上5年未満 ④ 5年以上10年未満 ⑤ 10年以上																														
Q3 あなたが保有する資格を選択してください。 (複数回答可)	① 技術士(建設部門(土質及び基礎)) ② 技術士(応用理学部門(地質)) ③ 技術士(総合技術監理部門(建設一般並びに土質及び基礎)) ④ 技術士(総合技術監理部門(応用理学一般及び地質)) ⑤ 技術士(環境部門(環境保全計画)) ⑥ 技術士(環境部門(環境測定)) ⑦ 技術士(上記以外の部門) ⑧ 土壌環境監理士 ⑨ 土壌環境保全士 ⑩ 土壌環境リスク管理者 ⑪ 地質調査技士(土壌・地下水汚染部門) ⑫ 環境サイトアセッサー ⑬ 地質汚染診断士 ⑭ その他(土壌汚染調査・対策に関するものに限る) <small>※⑭は当該資格等の名称についてもあわせて記載してください。</small>																														
Q4 あなたが従事している、(1)業種、(2)職種を選択してください。 (複数回答不可)	<table border="0"> <tr> <td>(1) 業種</td> <td>(2) 職種</td> </tr> <tr> <td>① 電気・電子</td> <td>① 研究・開発</td> </tr> <tr> <td>② 機械</td> <td>② 設計</td> </tr> <tr> <td>③ 金属・鉄鋼</td> <td>③ 生産</td> </tr> <tr> <td>④ 化学</td> <td>④ 製造</td> </tr> <tr> <td>⑤ エネルギー</td> <td>⑤ 資材・購買</td> </tr> <tr> <td>⑥ 繊維・食品</td> <td>⑥ 営業・販売</td> </tr> <tr> <td>⑦ 建設</td> <td>⑦ 経営・管理</td> </tr> <tr> <td>⑧ 開発・不動産</td> <td>⑧ 品質管理</td> </tr> <tr> <td>⑨ 情報・通信</td> <td>⑨ 一般事務</td> </tr> <tr> <td>⑩ 金融・保険</td> <td>⑩ その他</td> </tr> <tr> <td>⑪ 流通・サービス</td> <td><small>※⑩は職種の名称についてもあわせて記載してください。</small></td> </tr> <tr> <td>⑫ 調査・コンサルタント</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬ 官公庁・学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑭ その他</td> <td></td> </tr> </table> <small>※⑭は業種の名称についてもあわせて記載してください。</small>	(1) 業種	(2) 職種	① 電気・電子	① 研究・開発	② 機械	② 設計	③ 金属・鉄鋼	③ 生産	④ 化学	④ 製造	⑤ エネルギー	⑤ 資材・購買	⑥ 繊維・食品	⑥ 営業・販売	⑦ 建設	⑦ 経営・管理	⑧ 開発・不動産	⑧ 品質管理	⑨ 情報・通信	⑨ 一般事務	⑩ 金融・保険	⑩ その他	⑪ 流通・サービス	<small>※⑩は職種の名称についてもあわせて記載してください。</small>	⑫ 調査・コンサルタント		⑬ 官公庁・学校		⑭ その他	
(1) 業種	(2) 職種																														
① 電気・電子	① 研究・開発																														
② 機械	② 設計																														
③ 金属・鉄鋼	③ 生産																														
④ 化学	④ 製造																														
⑤ エネルギー	⑤ 資材・購買																														
⑥ 繊維・食品	⑥ 営業・販売																														
⑦ 建設	⑦ 経営・管理																														
⑧ 開発・不動産	⑧ 品質管理																														
⑨ 情報・通信	⑨ 一般事務																														
⑩ 金融・保険	⑩ その他																														
⑪ 流通・サービス	<small>※⑩は職種の名称についてもあわせて記載してください。</small>																														
⑫ 調査・コンサルタント																															
⑬ 官公庁・学校																															
⑭ その他																															

## ■土壌汚染調査技術管理者試験に関するお問い合わせ先

お電話によるお問い合わせは、下記までお電話ください。

TEL:048-731-3232 受付時間:10:00~17:00(土・日・祝日を除く)  
土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局まで

受験申請書等の入手のための資料請求の場合は、下記まで郵送でご請求ください。

〒344-8799 日本郵便株式会社 春日部郵便局 郵便私書箱第5号  
令8年度土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局

環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/water/dojo/kanri.html>